

# 無料で耐震診断士を派遣します

先の東日本大震災により、家屋や道路などに多大な被害を受けたことにより、つくばみらい市は、特定被災区域に指定されたところです。今後も、大きな地震の発生による災害の危険性が指摘されています。このようなことから、お住まいの建物に、不安をお持ちの方もたくさんいることと想います。

そのため、市では、今年度から再度「木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施いたします。ご希望の方は、応募要件をご確認のうえ、必要書類を添えてお申し込みください。なお、申し込み多数の場合は抽選となる場合があります。

## 【応募要件(対象となる住宅)】

①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確

認を受け、建築された住宅  
②2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上

・枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法・鉄骨、鉄筋コンクリート混構造などその他特殊なもの

店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること

③過去にこの制度の耐震診断を受けていないこと

④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納しているな

「申請書」に、必要事項をご記入、押印のうえ、対象住宅の建築年度と所有者(共有の場合はその代表者)であることが確

認できる書類(固定資産税の納入通知書、登記簿など)を添えて、直接お持ちください。応募要件について、確認できない場合は別途書類をご用意いただけますので、ご了承ください。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

## 【申込期間】

6月20日㈪～8月1日㈪

## 【申込先】

市役所谷和原庁舎都市計画課建築指導係

## 【決定】

9月30日(予定)  
※診断の実施は、11月頃を予定しています。

## 診断の実施(現地調査)が決まつたら

耐震診断には、ご自宅の設計図面が必要となります。現地調査までにご用意ください。また、設計図面がない場合は、申請書にその旨をご記入ください。

## 【申請について】

「申請書」に、必要事項をご記入、押印のうえ、対象住宅の建築年度と所有者(共有の場合はその代表者)であることが確

この診断は、財団法人日本建

## 悪質な業者による勧誘にご注意ください

築防災協会が定める「一般診断法」に基づき、下記の要領にて実施します。

1. 聞き取り調査  
○雨漏り、白アリ、床、建具など、建物の生い立ちや不具合や建物の経歴についてお聞きします。

### 2. 外部調査

- 基礎形式および地盤から上部の基礎立ち上りや沈下状況、クラック(ひび)の状況などを外部から確認します。

### 3. 内部調査

- 外壁仕上げ材によるクラック状況、また増改築による変更の有無などを確認します。
- 屋根の棟や瓦などのずれ、割れ、欠落などの状況を確認します。

- 1階・2階の内壁などの仕様、水浸み痕、はがれ、亀裂、カビなどの状況、床の傾斜などを確認します。

- 現場調査は、所有者などの立会のもとで行います。
- 所有者などの承諾を得た上で、建物(外部・内部など)を撮影させていただきます。
- 現場調査の所要時間は、建物の規模、図面の有無にもよりますが、半日程度となります。

- 結果は後日「報告書」にて通知いたします。